

# 枚方市商品開発支援事業 募集要項

枚方市 観光にぎわい部 商工振興課

初版：令和8年3月16日

# 目次

1. 目的	1 P
2. 事業概要	1 P
3. 補助対象者	1 P
4. 補助対象事業	2 P
5. 補助金額	3 P
6. 補助対象経費	4 P
7. スケジュール	8 P
8. 企画提案書の作成及び提出	11 P
9. 企画提案書の審査方法	13 P
10. クラウドファンディングについて	14 P
11. 市と関係機関が連携した商品開発支援	14 P
12. お問い合わせ先	17 P

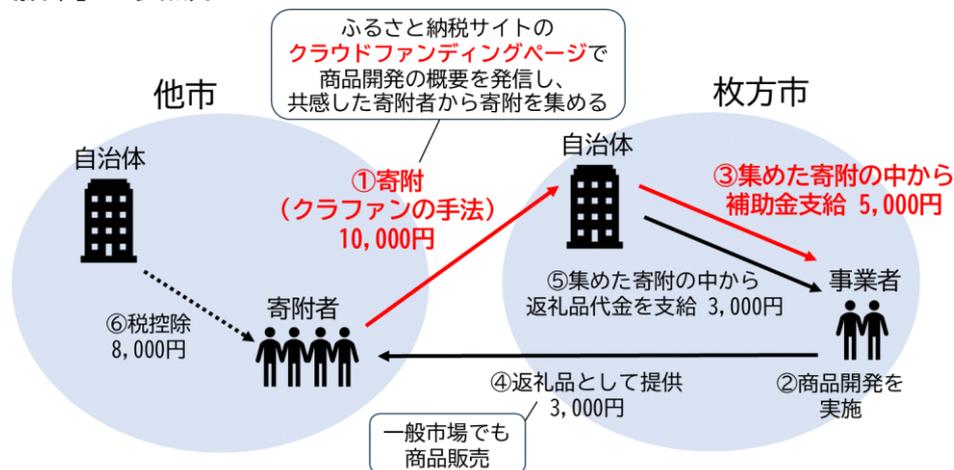
## 1. 目的

枚方市（以下、「市」という。）では、新商品の開発や既存商品の生産体制強化に取り組む事業者を支援するため、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングによる資金支援と商品の魅力向上に向けた専門的支援を組み合わせた「枚方市商品開発支援事業」を実施します。本事業を通じて、事業者の商品開発を促進し、市内産業の活性化を図るものです。

## 2. 事業概要

市は、事業者の商品開発に関する企画提案を募集し、採択された企画提案については、市がクラウドファンディングを実施して寄附を募ります。寄附募集終了後、採択事業者が商品開発を行い、商品完成後に寄附金を原資として「枚方市商品開発支援事業補助金」を交付します。

また、市は、事業者のニーズに応じて、各支援機関と連携して商品開発に必要な専門的支援を行います。商品企画の段階から開発に必要な専門的支援を行いますので、支援をご希望の方はお気軽にご相談ください（詳細は「11. 市と関係機関が連携した商品開発の支援策」を参照）。



※上図の金額は、寄附者が10,000円寄附した場合の事例

※③補助金の交付と⑤返礼品代金の支給の時期は異なる

## 3. 補助対象者

補助対象者は、下記の①対象者と②条件をすべて満たす方です。業種や企業規模の制限はありません。

### ①対象者

- ・自らが商品開発事業の実施主体であり、市内に事業所または生産施設等を有する、法人または個人事業主。
- ・開発した新商品または生産強化した既存商品を、市のふるさと納税の返礼品として提供で

きる者。【※1】

- ・商品開発が完了する年度の翌年度から起算して3年以上、継続して当該返礼品を提供する意思を有する者。
- ・枚方市暴力団排除条例（平成24年枚方市条例第45号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者。

## ②条件

- ・クラウドファンディングの目標額に満たない場合でも、不足分を事業者が自己負担し、商品開発事業を確実に実施すること。
- ・同一事業について、国または地方公共団体から同種・類似の補助金を受けていないこと。
- ・商品開発事業に係る返礼品は企画提案が採択された年度の翌年度末までに発送を完了すること。
- ・市税等の滞納（納税猶予等の措置によるものを除く）がないこと。
- ・宗教活動または政治活動を目的とした事業でないこと。

### 【※1】

ふるさと納税の返礼品の登録要件については、本市ホームページ「枚方市ふるさと寄附金返礼品協力事業者公募要項」をご確認ください。<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000016417.html>



## 4. 補助対象事業

補助対象事業は、新商品の開発または既存商品の生産体制強化に係る事業です。

### ①新商品の開発について

新商品の開発とは、既存の商品とは異なる新たなアイデア・コンセプト・機能を持ち、新たに市場に投入する商品を開発することです。

### ②既存商品の生産体制強化について

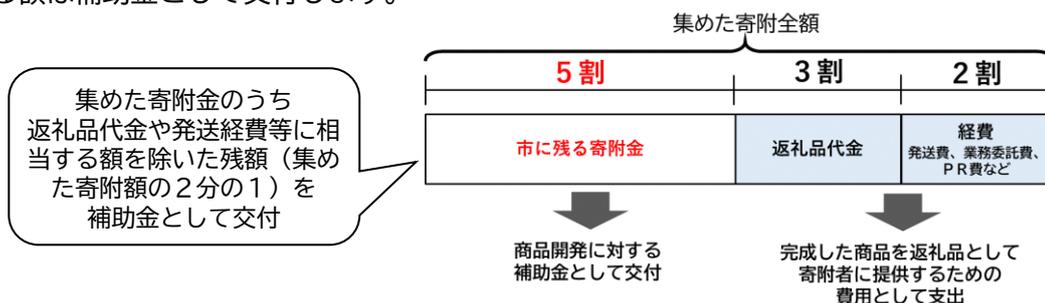
ア. 既存商品とは、既に市場に投入する商品の改良や品質・性能向上、パッケージ変更、デザインの調整、色・サイズ・入り数の追加など、基本的な構造やコンセプトが変わらないものは既存商品の範囲です。

イ. 生産体制強化とは、受注拡大や販売数量の増加、利用客の増加を見据えた設備導入などにより、生産能力を高める取組を指します。現状維持のための修繕・更新や、自動化・省力化を目的とした、生産量が変わらない設備導入といった、生産規模が拡大しない取組は「生産強化」の対象外となります。

## 5. 補助金額

交付する補助金額は、クラウドファンディングを実施して集めた寄附額の2分の1に相当する額です(補助金額に千円未満の端数が生じた場合はその端数は切り捨て)。そのため、クラウドファンディングの寄附目標額を、商品開発に必要な補助対象経費(下記「6. 補助対象経費」を参照)の合計の2倍の金額で設定していただきます。

目標額に達した場合は、補助対象経費の全額相当額を補助金として交付します。クラウドファンディングの目標額に満たない場合でも、不足分を事業者が自己負担し、商品開発事業を確実に実施していただきます。この場合においても、集めた寄附額の2分の1に相当する額は補助金として交付します。



**例：カフェで冷凍ケーキを新たに開発する事業**

新商品として冷凍ケーキを開発するため、急速冷凍機100万円を購入したいのでクラウドファンディングの資金調達に挑戦。  
 補助対象経費100万円 → クラウドファンディングの目標額200万円

①クラウドファンディング期間中に目標額を達成  
 →  $200\text{万円} \times 0.5 = 100\text{万円}$ を補助金として交付

クラウドファンディング目標額 200万円
寄附総額 200万円
補助金 100万円

目標額を達成すれば、補助対象経費の全額を受給することが可能

②クラウドファンディング終期の時点で目標額に未達  
 →クラウドファンディングの終期の時点で160万円の寄附を集めた場合  
**不足分は事業者が自己負担し、必ず事業を実施**  
 $160\text{万円} \times 0.5 = 80\text{万円}$ を補助金として交付

クラウドファンディング目標額 200万円
寄附総額 160万円
補助金 80万円

### 【補助金の留意事項】

- 補助金は、商品開発の完了後に事業者の請求に基づき交付します。一方で、返礼品代金の入金、開発した商品を寄附者に発送してからとなりますので、補助金の交付時期と返礼品代金の入金時期が異なることにご注意ください。
- 商品開発を完了する年度の翌年度から起算して3年以上、継続して事業に係る返礼品を

提供していただきます。事業を完了する年度の翌年度から3年間は市の求めに応じ、事業の進捗報告をしていただきます。

●クラウドファンディング時に想定していた補助対象経費の総額より、商品開発をして実際に支出した補助対象経費の総額が少ない場合、補助金の上限額は、実際に支出した補助対象経費の総額となります。

【例】 想定した補助対象経費 100万円→クラウドファンディング目標額 200万円

実際に支出した補助対象経費 95万円→補助金は95万円交付（100万円ではない）

●商品開発事業に関して不正、不適当な行為をした場合、既に交付した補助金については返還していただきます。

●商品開発の遂行中に、事業者が市または第三者に損害を与えた場合は、直ちに市にその状況及び内容を報告してください。また、損害賠償の責任は事業者が負うものとします。

●商品開発の遂行中に事故があったときは、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに市に報告しなければなりません。

## 6. 補助対象経費

補助対象とする経費は、商品開発事業（新商品の開発または既存商品の生産体制強化に係る事業）に必要な経費のうち、使用目的が商品開発の過程で必要なものと明確に特定できる以下の経費です。

ただし、商品開発事業の実施期間中に契約・発注・購入・支出した経費に限ります。

- ①施設整備費 ②機械装置等費 ③備品・消耗品費
- ④委託・外注費 ⑤広告宣伝費 ⑥借料

※商品開発後、市場で販売または返礼品提供をするために生産・製造過程で発生する原材料費、製造費、委託・外注費等は対象外です。

※既存商品の生産体制強化に係る事業の補助対象経費については下記に留意してください。

- ・受注拡大や販売数量の増加、利用客の増加を見据えた設備導入や施設改修等の経費を補助対象とする。→【例】増産のための製造機器の増設、新ライン設置など
- ・現在の生産力を維持するための修繕・更新等の経費（例：老朽化した設備の単なる修理、既存設備の同等品への買い替え等）や業務の自動化・省力化のみを目的とし、生産規模の拡大が伴わない取組は対象外とする。
- ・申請時の事業計画書には、生産数、売上高などの増加目標数値を記載すること。

### ①施設整備費

商品開発事業を実施するために必要な施設の建設、取得または改修等に要する費用、内装・設備等の工事費用、構築物取得に要する費用

#### ◎対象となる経費（例）

- ・新たな工場や作業場の建設、取得または改修に要する経費
- ・建物そのものの改造、建物の床面積、構造の変更を伴う工事に要する経費

<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の内装・設備・施工工事に要する経費</li> <li>・果樹棚やポップ棚などの構築物取得に係る費用</li> <li>・新たな施設の建設に伴い、古い施設・設備の撤去に要する費用</li> </ul>
×対象とならない経費（例）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の取得費用</li> <li>・他者への貸与を目的とした建物の取得費用</li> <li>・取得した建物の登記に係る手数料</li> <li>・商品開発事業に結びつかない工事費用</li> <li>・貸与を目的としたスペース等への改装工事費用</li> </ul>

## ②機械装置等費

商品開発事業を実施するために必要な機械装置等の購入に要する費用

◎対象となる経費（例）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新商品・新サービスを開発・試作するために必要な機械装置の購入費用</li> <li>・生産拡大のための急速冷凍庫の購入費用</li> <li>・新たな機械装置の導入に伴い、古い機械装置を撤去・廃棄に要する費用</li> </ul>
×対象とならない経費（例）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・他者への貸与を目的とした機械装置の購入費用</li> <li>・生産規模の拡大が伴わない既存設備の更新</li> <li>・専ら商品開発事業のために使用されると認められない機械装置の購入費用</li> </ul>

## ③備品・消耗品費

商品開発事業実施のために必要な備品や消耗品の購入、新商品の試作品や包装パッケージの試作開発に伴う原材料等の購入に要する費用

◎対象となる経費（例）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新商品を開発・試作するために必要な備品の購入費用</li> <li>・開発・試作用の原材料や梱包資材の購入費用</li> </ul>
×対象とならない経費（例）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品開発後の生産・製造過程で発生する原材料や梱包資材の購入費用</li> <li>・新サービスを開発し、実際に提供する際に使用する消耗品の購入費用</li> <li>・開発・試作用に購入し、使い切らなかった原材料の購入費用</li> <li>・汎用性が高く商品開発事業以外の使用になり得るもの（PC・プリンター・文房具など）の購入費用</li> <li>・専ら商品開発事業のために使用されると認められない備品・消耗品の購入費用</li> </ul>

#### ④委託・外注費

商品開発事業実施に必要な業務の一部を第三者に委託・外注するために支払われる経費（自ら実施することが困難な業務に限る。）

◎対象となる経費（例）
<ul style="list-style-type: none"><li>・新商品の包装パッケージに係るデザイン費用</li><li>・新商品の賞味期限検査費用・性能検査費用</li><li>・試作品の製造に係る輸送費用</li><li>・移動販売等を目的とした車の内装・改造工事費</li><li>・知的財産権の取得に係る弁理士への依頼費用</li><li>・自ら実施することができない、または適当でない業務の外注に係る費用</li></ul>
×対象とならない経費（例）
<ul style="list-style-type: none"><li>・商品開発後、実際の製造を専門メーカーに委託する費用</li><li>・補助金の申請書類・実績報告書等の作成等に係る費用</li></ul>

#### ⑤広告宣伝費

商品開発事業により新たに開発または生産強化した商品・サービスの広報のために作成するパンフレット・ポスター・チラシ等の作成及び広報媒体等の活用に必要な費用（ただし、広告宣伝費のみによる申請はできません。）

◎対象となる経費（例）
<ul style="list-style-type: none"><li>・パンフレット・ポスター・チラシの印刷製本費及び発送費用</li><li>・試供品の製造に係る費用（販売用商品と明確に異なるものに限る）</li><li>・看板の作成及び設置に係る費用</li><li>・デジタルサイネージ広告への掲載費用</li><li>・ウェブサイトの制作・更新費用</li><li>・展示商談会への出展に係る費用。ただし、枚方市中小企業魅力発信支援事業に基づく展示商談会等への出展費用支援との併用は不可。 ※枚方市中小企業魅力発信支援事業 ➔<a href="https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000048228.html">https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000048228.html</a></li></ul>
×対象とならない経費（例）
<ul style="list-style-type: none"><li>・単なる会社のPRや営業活動に活用される広報費</li><li>・枚方市商品開発支援事業のクラウドファンディングの寄附募集に係る広告・宣伝費用</li><li>・新商品・サービスの宣伝広告を目的としない看板や会社案内パンフレットの作成費用</li></ul>

## ⑥借料

商品開発事業の実施に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料（商品開発事業の実施期間中の賃借料に限る。）

◎対象となる経費（例）
・ 機械装置の賃借料 ・ 商品開発事業の実施に際し、新たに賃借する事務所等の賃料（敷金・礼金・保証金・仲介手数料・共益費は除く）
×対象とならない経費（例）
・ 専ら商品開発事業のために使用されると認められない機械装置の賃借料 ・ 既存の事務所等の賃料

### ■その他、補助対象外経費

- ・ 通常の事業活動に係る経費
- ・ 商品開発事業の期間外に契約・発注・購入・支出した経費
- ・ 諸経費など内訳が確認できない経費
- ・ 商品開発後の生産・製造過程で発生する経費
- ・ 他者への貸与を目的として調達する経費
- ・ 自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- ・ 光熱水費
- ・ フランチャイズ加盟料
- ・ 各種保証・保険料
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 商品券・金券・株式の購入費用
- ・ 仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券で支払った経費
- ・ 役員報酬、直接人件費、旅費
- ・ 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 飲食、娯楽、接待等の費用
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料、両替手数料
- ・ 登記・登録・特許・免許・許可・検定・試験・証明・公文書の交付等に対する手数料
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税等）
- ・ 企画提案書類の作成・提出・手続きに係る費用
- ・ 購入・取引をキャンセルした際に発生する各種手数料
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・ 新品・中古品問わず、中古品販売事業者以外（開業していない個人からの購入やオークション等）からの購入
- ・ 再生可能エネルギーの発電を行うための発電設備及び当該設備と一体不可分の附属設備（太陽光発電を行うためのソーラーパネルなど）
- ・ その他市場価格と乖離しているものや公的な資金の用途として社会通念上、不適切も認められる経費

## 7. スケジュール

### (1) 事前相談

企画提案書の提出前に、企画提案書の記載事項、補助対象の該当性、返礼品の登録基準の適合性などについて、お早めにご相談ください。 詳しくお話をお伺いします。

また、市と関係機関が連携して商品開発に必要な専門的支援を行いますので、希望する方はご相談ください。(詳細は「7. 市と関係機関が連携した商品開発の支援策」を参照)。

### (2) 企画提案書の受付 (令和8年5月29日 (金) 午後5時30分まで)

### (3) 企画提案の審査 (令和8年6月頃)

### (4) 企画提案の採択 (令和8年7～9月)

開発予定の商品が総務省の定めるふるさと納税返礼品の地場産品基準に適合するか、総務省に対し確認する必要があります。7月から9月までの間に確認作業を行うため、確認ができたものから採否を決定し、通知します。なお、地場産品基準に適合しないと判断された場合は不採択となります。

### (5) クラウドファンディングに向けた各種準備 (令和8年7～9月)

クラウドファンディングページに掲載する文章や写真等を作成し、市に提供していただきます。その後、ページ内容について市と協議をしていく中で、ページ内容の魅力を高めていきます。クラウドファンディングで寄附者に強く訴求するためにも、事業者自身でも十分な広報準備を進めていただきます。

また、開発予定の商品をふるさと納税の返礼品に登録する手続きが必要のため、本市広報プロモーション課で返礼品登録の申請や、返礼品が食品であれば必要に応じて枚方市保健所への確認を行っていただきます。

### (6) クラウドファンディングの実施 (令和8年10月～12月)

市がふるさと納税サイトでクラウドファンディングを実施します (クラウドファンディングの実施期間は市との調整により変動します)。

クラウドファンディングの寄附目標額は、企画提案時に提出された収支計画書に記載する補助対象経費より算出します。

クラウドファンディングは寄附目標額に達した時点で終了し、達しない場合でもクラウドファンディングの終期で終了します。

クラウドファンディングの目標額に満たない場合でも、不足分を事業者が自己負担し、商品開発事業を確実に実施していただきます。

(7)補助金交付申請（令和9年1月頃）

クラウドファンディングの終了日以降に申請していただきます。

(8)商品開発の実施（補助金交付申請後から）

「(6)補助金交付申請」以降に商品開発を実施していただきます。ただし、事業の効率的な実施またはやむを得ない事情がある場合、「事前着手届」を提出したうえで企画提案の採択日以降、事業に着手することも可能です。

(9)補助金交付決定（令和9年1月頃または令和9年4月頃）

補助金の交付申請後、申請された書類を確認して行います。

商品開発を行う期間によって交付決定の時期は異なります。

- ➡事業が令和8年度内に完了：令和9年1月頃に交付決定
- ➡事業が令和9年度まで継続：令和9年4月頃に交付決定

(10)補助金の交付（令和8年度末または令和9年度内）

商品開発が完了すれば事業完了報告を提出していただき、その後、補助金の交付請求に基づき補助金を交付します。

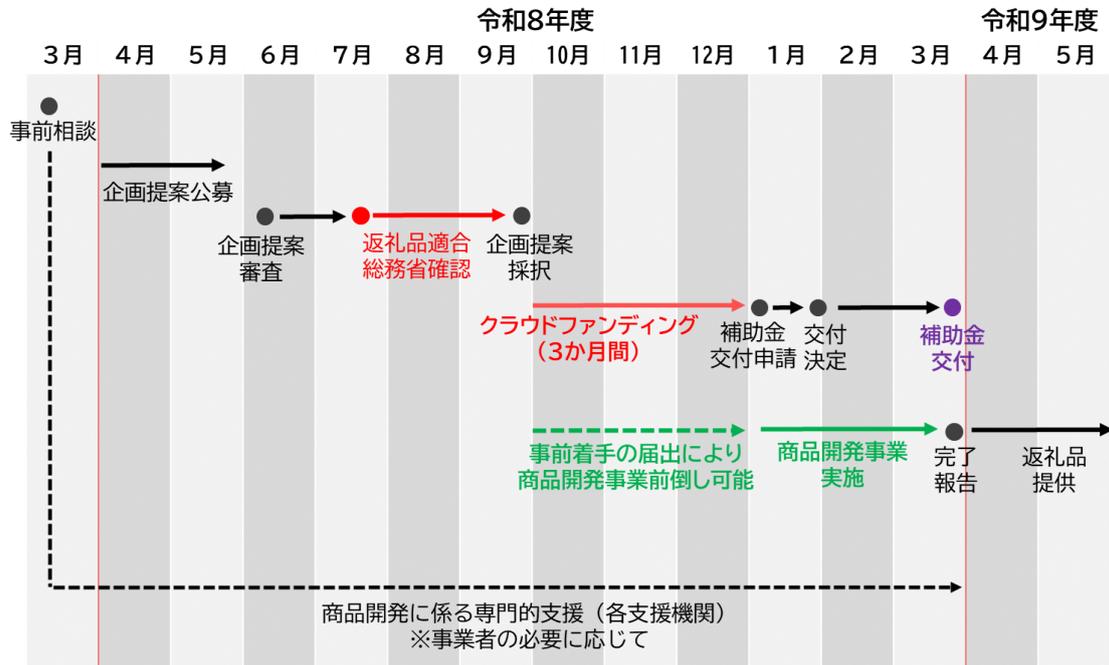
- ➡事業が令和8年度内に完了：請求後から1か月後に交付（遅くとも令和9年4月頃）
- ➡事業が令和9年度まで継続：令和9年度内に交付

事業者の経済的な事情などから事業の完了前に補助金を交付する必要があると特に認める場合は、補助金の交付決定後、補助金の全部または一部を概算交付することができます。事業の実施期間によっては概算交付の時期が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

(11)返礼品の提供（商品開発完了後）

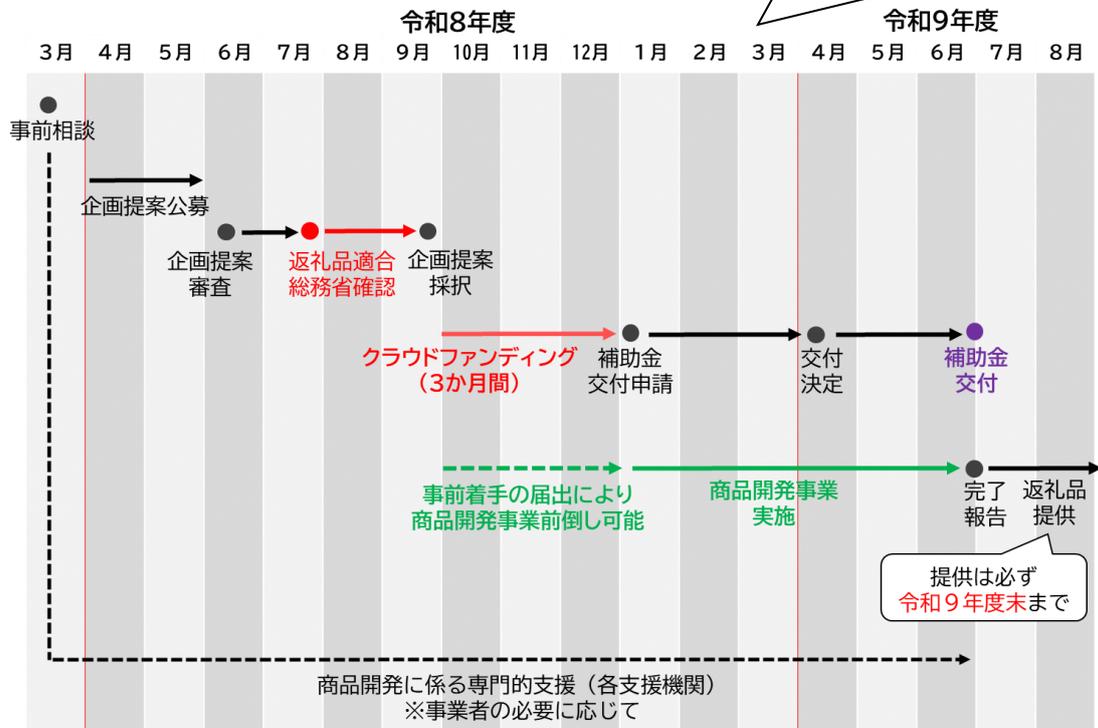
商品開発が完了次第、作られた商品をふるさと納税の返礼品として、寄附者に提供していただくとともに、一般市場でも販売していただきます。

■スケジュール① 商品開発が令和8年度内に完了



■スケジュール② 商品開発が令和9年度まで継続

この事例は令和9年6月まで商品開発を行う場合



## 8. 企画提案書の作成及び提出

### (1) 提出書類

提出書類様式等は下記ホームページからダウンロードして必要事項を記載してください。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000051373.html>



- 【様式1】 企画提案応募書
- 【様式2】 事業計画書
- 【様式3】 収支計画書
- 補助対象経費の見積書の写し
  - ※中古品を購入する場合、2者以上の中古品販売事業者（個人からの購入やオークションによる購入は不可）から同等品について見積（見積書、価格表等）の取得が必要です。
- 設備等のパンフレットや設置予定場所の図面・写真等、提案内容を補足する資料
- 直近3期分の確定申告書及び決算書の写し（法人の場合、法人事業概況説明書も添付）
- 提案事業者の過去の事業実績【様式自由】 ※提出任意
- 枚方市内に事業所または生産施設等を有することがわかる資料を1点以上（店舗写真、ホームページ、請負・委託契約書、営業許可証の写しなど）
- 市税の滞納無証明書
  - ※本市に納税義務を有しない場合や法人開設直後の場合、滞納無証明書を発行できないことがありますので、提出時にその旨をお伝えください。

### ●企画提案書の作成要領

- ・企画提案書の提出は、商品開発事業1件に対し1点とします。
- ・紙媒体により、正本1部、副本3部作成してください。
- ・日本工業規格A4用紙を使用します。
- ・使用言語は、日本語で、簡潔かつ明瞭に記述してください。
- ・事業計画書（添付資料を除く）は、10ページ以内で提出してください。
- ・事業計画書の構成は「9. 企画提案書の審査方法」の審査項目の内容に則って作成してください。
- ・既存商品の生産体制強化に係る事業の場合、事業計画書には、生産数、売上高などの増加目標数値を記載してください。

### (2) 受付期間

令和8年4月1日（水）9時00分～令和8年5月29日（金）午後5時30分

※企画提案書の採択は、先着順ではありません。

### (3)受付方法

下記提出場所に企画提案書一式をご提出してください。

提出前に必ず、来庁日時等についてご連絡をお願いいたします。

提出場所：〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所別館3階  
枚方市 観光にぎわい部 商工振興課

開庁時間：平日 午前9時00分～午後5時30分（土日祝日を除く）

電話：072-841-1325（直通）

**【注意】企画提案書の提出前に、企画提案書の記載事項、補助対象の該当性、ふるさと納税返礼品の登録基準の適合性などについてお早めにご相談ください。**

### (4)提出に係る留意事項

#### ●書類提出後の記載事項の変更禁止

書類提出後の内容変更は、市が補正等を求めた場合を除き、原則できません。なお、記載事項の補足説明を求めたにも関わらず、補足説明をしなかった場合、失格とします。

#### ●虚偽の記載に対する取扱い

提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

#### ●提出書類の複製等

提出された書類は、企画提案審査の目的の範囲で複製することがあります。なお、提出された書類（複製した書類を含む）は企画提案審査以外の目的で使用はしません。

#### ●守秘義務

本企画提案の参加不参加を問わず、本業務において知り得た情報は、本業務の目的外に使用または第三者に開示もしくは漏洩してはなりません。また、本業務への関わりが無くなり次第、市から配布された資料がある場合は返却し、その他知り得た情報については、適切に廃棄してください。

#### ●市の広報活動への協力

商品開発を完了して返礼品を提供した後は、市の広報活動（ホームページ・パンフレット製作、SNS 配信等）に協力していただきます。

#### ●企画提案募集の停止・中止または取消し

市の施策方針変更や緊急等やむを得ない理由により、企画提案募集を実施することができない場合、企画提案募集の停止・中止または取消しことがあります。その場合、提案者において損害が生じても本市はその損害について一切負担しません。

#### ●知的財産権の確認

企画提案される商品については、他者の知的財産権（特許権、実用新案、意匠権、商標権）を侵害しないよう十分にご注意ください。侵害した場合においても、市は損害賠償の責任を負いません。

➡商品の名称、ロゴ、デザインが、登録済みの商標権や意匠権を侵害していないか。

➡商品の製造方法、技術、機能が、登録済みの特許権や実用新案権を侵害していないか。

① 既に他者が取得された知的財産権の情報は、簡易検索プラットフォーム「J-Plat Pat」で確認できます。※商標検索は「呼称（類似検索）」に「カタカナ」で入力。

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

② さらなる確認が必要な場合、知財総合支援窓口「INPIT」で専門家による無料相談ができます。

<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

#### ●その他

この要項に記載する事項に違反したとき、または企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合、失格となります。

企画提案書類の作成・提出・手続きに係る費用は、全て提案者の負担とします。

## 9. 企画提案書の審査方法

### (1) 審査方法

提出された企画提案書に基づき、外部の専門家の意見を踏まえながら、次の評価項目に基づき市が総合的に判断し、企画提案の採否を決定します。

記入漏れ・誤記・表現の誤り等があった場合でも、提出された書類で審査しますので、提出前に必ず誤りがないか等、十分に注意してください。

審査の公平性を害する行為があった場合、企画提案者は失格となります。

### ○審査項目

No.	項目名	内容
1	事業者の考え方や実績	経営理念、方針、ビジョンが明確であること。 事業実施の参考となる過去の実績を示していること。
2	事業の目的・背景の明確性	事業実施に向けた課題や背景が整理され、事業目的が明確に示されていること。
3	先進性・成長性	既存の事業にはない、独自の発想に基づく事業であること。 他社と比べて優れた商品やサービスであること。 事業の持続的な成長が見込まれること。
4	実現可能性	事業を実施するための組織体制や事業スケジュール、事業の実施方法が示されていること。
5	ふるさと納税の返礼品としての可能性	枚方市の魅力向上に資する商品・サービスであること。
6	クラウドファンディングの目標達成への取組	目標達成に向けた周知活動などの取り組みが検討されていること。

### (2) 審査結果

審査結果についてはすべての応募者に通知します。

## 10. クラウドファンディングについて

### (1)クラウドファンディングの実施方法

企画提案が採択された事業者は、クラウドファンディングに必要なデータを市に入稿し、その後、市がふるさと納税サイトでクラウドファンディングを令和8年10月～12月頃に実施します。クラウドファンディングの実施に係る事業者の費用負担はありません。

クラウドファンディングは寄附目標額に達した時点で終了し、達しない場合でもクラウドファンディングの終期で終了します。

クラウドファンディングの目標額に満たない場合でも、不足分を事業者が自己負担し、商品開発事業を確実に実施していただきます。

### (2)寄附目標額

クラウドファンディングの寄附目標額は、企画提案時に提出された収支計画書に記載する補助対象経費より算出します。クラウドファンディングの寄附目標額は、商品開発に必要な補助対象経費の合計の2倍の金額で設定していただきます。

### (3)ふるさと納税サイトのクラウドファンディングページに登録する返礼品

今回開発する予定の新商品または生産強化する予定の既存商品を返礼品として登録していただきます。

## 11. 市と関係機関が連携した商品開発支援

市は、事業者のニーズに応じて各支援機関（下記参照）と連携し、デザイン・マーケティング、販売戦略などに関する専門的支援を行います。

企画提案書の提出前から随時ご利用いただけますので、事業課題や希望の支援内容等を担当者にお伝えください。

### ひらくく（枚方市立地域活性化支援センター）

起業や新事業の創出、地域産業の振興を目的としたコミュニティ型創業支援施設です。専門家による経営相談をはじめ、コワーキングスペースやシェアオフィス等の運営を通じて、利用者同士の交流やビジネスの相乗効果を生み出す場を創出しています。

●住所：〒573-1159 枚方市車塚1丁目1番1号 輝きプラザきらら6階

●電話：050-7105-8080



■経営相談 <https://www.hirakata-kassei.jp/keiei/>

事業計画書や資金調達、販路開拓などのご相談について、行政書士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、ITコーディネーターなど各分野の専門家に無料で相談を行うことができます。

■創業・起業支援 <https://www.hirakata-kassei.jp/sogyo/>

創業希望者、創業間もない事業者などを対象に、ビジネスプランの作成から実現に至るまでを総合的に支援する通年講座「きらら創業実践塾」をはじめ、創業・起業に向けた伴走支援メニューを複数ご用意しています。

### 北大阪商工会議所

枚方市、寝屋川市、交野市において、経営支援、企業サポート、販路開拓、人材育成、セミナー開催などを通じて地域企業の発展を支援する機関です。会議所の非会員の方でもご相談ができます。

●住所：〒573-1159 枚方市車塚1丁目1番1号 輝きプラザきらら6階

●電話：072-843-5151



■無料専門家相談 <https://www.kocci.or.jp/management/>

経営、特許・商標、SNS・集客、IT/WEB活用、マーケティングなどの課題について、専門家による相談を無料で実施しています。経営相談員が窓口となりご相談内容をお聞きした上で、最適な専門家をご紹介します。

■展示会・商談会 <https://www.kocci.or.jp/market/exhibitions/>

大阪府下の商工会議所・商工会のネットワークを活用し、展示会・商談会等にご参加できます。取引先を拡大したい、商品開発にあたり試作品を製造できる業者を見つけたい、といったお悩みやご要望をお持ちの方は、ぜひご活用ください。

※枚方市では、展示会・商談会への出展費用を支援する「中小企業魅力発信支援事業」を実施していますので、こちらもぜひご活用ください。

枚方市「中小企業魅力発信支援事業」

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000048228.html>

■デザイン相談 <https://www.kocci.or.jp/management/design/>

クリエイターとの連携（コラボ）方法がわからないなどの課題を解決するため、事業者とクリエイターが安心してマッチングできる場を提供します。また、デザインに関する悩みを抱えている事業者を対象に、クリエイティブ分野の専門家による「デザイン相談」を実施しています。

## 公益財団法人 大阪産業局

大阪市内に位置し、大阪府内の中小企業や起業家の経営力強化や創業支援等を行う支援機関です。意欲ある事業者を支援するため、経営相談や販路開拓、人材確保など幅広い分野で専門的なサポートを提供しています。

●住 所：〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館

●電 話：大阪府よろず支援拠点：06-4708-7045

MEB I C：06-4708-6114

o i d c (デザイン相談)：06-4256-3522

■大阪府よろず支援拠点 <https://www.obda.or.jp/jigyoyorozu-osaka.html>

中小企業・小規模事業者等の製品開発・販路開拓・経営戦略・デザイン・ホームページ製作などのお悩みを解決するため、専門家による無料相談を行っています。何度でも繰り返し相談を行うことができます。



■MEB I C <https://www.mebic.com/>

大阪産業局が運営するクリエイティブ産業振興施設で、事業者と様々なクリエイターをつなぐビジネスマッチングができます。

また、登録された大阪府下のクリエイターの情報を検索できるため、クリエイターをお探しの方は、ぜひMEB I Cホームページの【クリエイターの探し方】からご確認ください。



■o i d c (デザイン相談) <https://oidc.jp/dc>

大阪産業局のデザイン活用支援 (oidc) では、中小企業等のデザインに関するお悩みに対し、3名のデザイン専門家が対応します (相談無料)。3名の専門家は、ブランディングやプロダクト、グラフィックやパッケージ、web コンサルティングの分野で実務経験が豊富で、顧客視点のわかりやすいアドバイスが特徴です。



## 12. お問い合わせ先

枚方市 観光にぎわい部 商工振興課

住 所：〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所別館3階

電 話：072-841-1325 (直通)

F A X：072-841-1278

メール：shokou@city.hirakata.osaka.jp

※開庁時間：平日（月～金）の午前9時00分から午後5時30分まで（土日祝日を除く）。